

提出案件に係る事前説明資料

令和5年（2023年）2月20日（月）
2月定例会本会議（第1日目）提案分

1 案件名

報告第1号 損害賠償額の決定に関する専決処分について

2 担当説明員（役職・氏名）

消防長 笹野 光則

3 説明内容

公用車による損害賠償を伴います事故が発生し、専決処分をさせていただきましたので、その御報告を申し上げますのでございます。

このような御報告を申し上げますことにつきまして、誠に申し訳なく存じております。議案書5ページ。

専決処分年月日は本年2月2日、損害賠償額は7万1,500円でございます。

事故の概要でございますが、昨年12月9日午前11時頃、東消防署職員運転の小型タンク車が、大阪モノレール宇野辺駅北西側付近の吹田市青葉丘北10番先の市道において、対向車を避けようと右折したところ、相手方個人の自宅敷地と隣接地との境界にある同人及び隣接地所有者が所有するフェンスに小型タンク車の左後部が接触し、同フェンスが損傷したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額給付されるものでございます。

公用車における車両運行につきましては、万全を期するよう常々指導しているところでございますが、事故後、安全運転に関する教養と実技運転訓練を実施するなど、改めて車両安全運行及び安全管理の徹底を図るよう職員に注意喚起を行いました。

今後とも、車両運行及び業務執行上の安全管理につきましては、なお一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

1 案件名

議案第1号 吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

都市計画部長 清水 康司

3 説明内容

議案書7ページ。

本案は、市内全世帯数のうちの3割を超える世帯がマンションに居住している本市にあって、管理不全のマンションが発生すると、市全体に対しても様々な面において多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、管理組合によるマンションの自律的で適正な管理を推進するため、マンション管理に関わる者の責務を明らかにするとともに、事業者及び管理組合の届出制度の創設など、マンションの管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

なお、本案においてマンションとは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定するマンション、いわゆる分譲マンションのことでございます。

条例案の内容でございますが、まず第1条につきましては、この条例の目的について定めるものでございます。

第2条につきましては、この条例で用います用語の定義は法の例によることと定めるものでございます。

第3条から8ページの第8条までの規定につきましては、マンションの管理の適正化に関しまして、本市、管理組合、マンションの区分所有者等、マンション管理業者、新築マンションの分譲事業者及び宅地建物取引業者の責務について定めるものでございます。

第9条につきましては、新たにマンションを建築する場合における、建築予定のマンションの概要の届出制度を定めるものでございます。

第10条につきましては、新築マンションを分譲する場合におけるマンションの管理事項の届出制度について定めるものでございます。

議案書9ページ。

第11条につきましては、第10条の届出の内容が不十分であると認められる場合の事業者に対する助言、指導及び勧告について定めるものでございます。

第12条につきましては、管理組合がマンションの管理を開始した場合における、管理組合の管理状況の届出制度について定めるものでございます。この届出は、定期的に行わなければならないものでございます。

第13条につきましては、マンションの管理が適正に行われていないと認められる場合の管理組合の管理者等に対する助言、指導及び勧告について定めるものでございます。

第14条につきましては、第13条の規定の施行に必要な限度における、管理組合の事務所等への立入検査等について定めるものでございます。

第15条につきましては、委任規定でございます。

議案書10ページ。

附則でございますが、附則第1項につきましては、この条例の施行期日を本年7月1日と定めるものでございます。

附則第2項及び附則第3項につきましては、条例の制定に伴う経過措置として、条例施行時に現にマンションの管理が行われている場合における、管理組合の管理状況の届出制度について定めるものでございます。この届出制度は第12条の届出制度の内容と同一でございます。

なお、議案参考資料5ページから8ページまでに吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行規則（案）を、9ページ及び10ページに吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の制定についてにより本案の概要をお示しいたしております。

1 案件名

議案第2号 吹田市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

都市計画部長 清水 康司

3 説明内容

議案書11ページ。

本案は、「吹田市空家等対策計画2020」に基づく対策を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等には該当しない「法定外空家等」への措置や、緊急時の応急措置などについて必要な事項を定めるものでございます。

条例案の内容でございますが、まず第1条につきましては、この条例の目的について定めるものでございます。

第2条につきましては、この条例において、相当期間居住その他の使用がなされていない建築物を「法定外空家等」と、法定外空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められるものを「特定法定外空家等」と定めるほか、その他の用語の定義は法の例によることと定めるものでございます。

12ページにかけての第3条及び第4条につきましては、空家等及び法定外空家等の適切な管理等に関しまして、建築物及び法定外空家等の所有者又は管理者並びに本市の責務について定めるものでございます。

第5条につきましては、法で規定されている空家等への立入調査と同様に、特定法定外空家等に対する助言、指導、勧告又は命令を行うために必要な限度の立入調査等について定めるものでございます。

13ページにかけての第6条につきましては、法で規定されている特定空家等に対する措置と同様に、特定法定外空家等に対する助言、指導、勧告、命令に関し必要な事項を定めるものでございます。

第7条につきましては、法又は本条例の規定による命令に従わなかった場合における、命令違反の公表について定めるものでございます。

第8条につきましては、空家等又は法定外空家等が人の生命、身体又は財産に重大な被害を与えるおそれがあると認められる場合に、本市が行う緊急安全措置について定めるものでございます。

第9条は委任規定でございます。

議案書14ページ。

附則でございますが、この条例の施行期日を本年4月1日と定めるものでございます。

なお、議案参考資料11ページから13ページまでに吹田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（案）を、15ページ及び16ページに吹田市空家等の適切な管理に関する条

例の制定についてにより本案の概要をお示しいたしております。

1 案件名

議案第3号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書15ページ。

本案は、一般職職員の給与の改定を受け、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料17ページ。

第11条第2項の改正につきましては、期末手当の支給割合を100分の125とするものでございます。

議案書15ページ。

附則でありますが、この条例は本年4月1日から施行することといたしております。

1 案件名

議案第4号 吹田市公平委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書17ページ。

本案は、地方公務員法の一部改正等に伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料19ページ。

現行第1条の改正は、引用しております地方公務員法の一部改正により、政令指定都市以外の市であって人口15万以上の市が公平委員会を設置する根拠となる条項が変更となったことに伴う規定整備を行うものでございます。

現行第2条の改正は、公平委員会の委員は、非常勤とすると規定されている地方公務員法の規定と重複することから、本規定を削るものでございます。

議案書17ページ。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することといたしております。

1 案件名

議案第5号 吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

福祉部長 大山 達也

3 説明内容

議案書19ページ。

本案は、大阪府の重度障がい者医療費助成事業費補助金、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金及び乳幼児医療費助成事業費補助金につきまして、補助金の対象となる医療費の助成の範囲が拡大されたことを受け、本市における医療費の助成につきましても、助成対象者の範囲を拡大するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料21ページ。

まず、第1号関係、吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の第2条第3項第1号の改正につきましては、生活保護を停止されている者を助成の対象とならない者から除き、新たに助成の対象とするものでございます。

次に、22ページの第2号関係、吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の第2条第2項第1号の改正、23ページの第3号関係、吹田市子どもの医療費の助成に関する条例の第2条第2項第1号の改正につきましても、同様に生活保護を停止されている者を助成の対象とならない者から除き、新たに助成の対象とするものでございます。

議案書19ページ。

附則でございますが、この条例は本年4月1日から施行することといたしております。

1 案件名

議案第6号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

健康医療部長 梅森 徳晃

3 説明内容

議案書21ページ。

本案は、昨今の経済動向を踏まえた国民健康保険法施行令等の改正内容に準じ、保険料の賦課限度額の引上げ及び保険料の軽減対象の拡大を行うとともに、出産育児一時金の額を引き上げるものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料25ページ。

第4条第1項の改正は、出産育児一時金の額を、現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものでございます。

第12条の5の10の改正は、後期高齢者支援金等賦課限度額を、現行の20万円から22万円に引き上げるものでございます。

26ページにかけての第16条の2第1項第2号の改正は、保険料の5割軽減の基準額につきまして、被保険者数に乗ずる金額を、現行の28万5,000円から29万円に、同項第3号の改正は、2割軽減の基準額につきまして、被保険者数に乗ずる金額を、現行の52万円から53万5,000円に、それぞれ引き上げることにより保険料の軽減対象の拡大を行うものでございます。

議案書21ページ。

附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行期日を本年4月1日と定めるものでございます。

附則第2項は、出産育児一時金の額の引上げについて、本年4月1日以後の出産について適用することを定めるものでございます。

附則第3項は、保険料の賦課限度額の引上げ等について、令和5年度（2023年度）以後の年度分の保険料について適用することを定めるものでございます。

なお、この条例改正につきましては、本年1月31日に改正案の概要を吹田市国民健康保険運営協議会に諮問し、同日に原案どおり改正することを了承する旨の答申を頂いております。

議案参考資料27ページ及び28ページに吹田市国民健康保険条例の一部改正についてにより条例改正の概要をお示しいたしております。

1 案件名

議案第7号 吹田市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

都市計画部長 清水 康司

3 説明内容

議案書23ページ。

本案は、建築審査会の担当事務を変更するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料29ページ。

第3条第1号の改正につきましては、文言の整理を行うものでございます。

改正案第3条第4号につきましては、高度地区について定める都市計画に基づき市長が行う特例許可の事前同意を建築審査会の担当事務に追加することとし、これを審査会の招集事由とするものでございます。

改正案第3条第5号から第7号までにつきましては、第4号の追加に伴う条項移動を行うものでございます。

議案書23ページ。

附則でございますが、この条例の施行期日を本年4月1日と定めるものでございます。

1 案件名

議案第8号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

都市計画部長 清水 康司

3 説明内容

議案書25ページ。

本案は、建築基準法の一部改正に伴い、住宅又は老人ホーム等の延べ面積に係る特例認定の手数料等を定めるものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料31ページ。

第11条第1項第8号の2の改正につきましては、法改正により新たに建築物の延べ面積の特例認定制度が設けられましたため、その認定事務の手数料を定めるものでございます。

第11条第1項第13号及び第15号の2の改正につきましては、法改正により新たに建築物の高さの特例許可制度が設けられましたため、その許可事務の手数料を定めるとともに、引用する建築基準法の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

なお、新たな事務の手数料の額につきましては、いずれも大阪府と同額といたしております。

議案書25ページ。

附則でございますが、附則第1項につきましては、この条例の施行期日を本年4月1日と定めるものでございます。

附則第2項につきましては、改正後の規定の適用について必要な経過措置を定めるものでございます。

1 案件名

議案第9号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

都市計画部長 清水 康司

3 説明内容

議案書27ページ。

本案は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料等を引き下げるものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料33ページ。

まず、別表第6項の表の改正につきましては、宅地造成等規制法の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

次に、41ページまでの別表第12項の表の改正につきましては、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料について、非住宅建築物以外の建築物の低炭素建築物新築等計画の認定又は変更認定の申請に対する審査を簡易な評価方法により行う場合の手数料を引き下げるとともに、所要の規定整備を行うものでございます。

次に、54ページまでの別表第14項の表の改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務手数料について、非住宅建築物以外の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は変更認定の申請に対する審査を簡易な評価方法により行う場合の手数料を引き下げるとともに、所要の規定整備を行うものでございます。

なお、事務の手数料の額につきましては、いずれも大阪府と同額といたしております。

議案書30ページ。

附則でございますが、附則第1項につきましては、この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。ただし、別表第6項の表の改正規定につきましては、本年5月26日から施行するものと定めるものでございます。

附則第2項につきましては、改正後の別表第12項の表及び第14項の表の適用について必要な経過措置を定めるものでございます。

1 案件名

議案第10号 吹田市開発事業の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

都市計画部長 清水 康司

3 説明内容

議案書31ページ。

本案は、建築基準法上の道路に該当する私道を変更し、又は廃止する行為を中規模等開発事業とし、本条例の適用を受けるものとするものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料55ページ。

第2条第4号の改正につきましては、建築基準法上の道路に該当する私道を変更し、又は廃止する行為を中規模等開発事業とするものでございます。

第2条第9号及び56ページの第8条第2項第2号の改正につきましては、宅地造成等規制法の一部改正による法律名の変更等に伴う規定整備を行うものでございます。

条例第12条及び57ページの第19条第3項の改正につきましては、それぞれにおいて定める書類が必ずしも添付しなければならないものではないため、規定を削るものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整備、その他所要の規定整備を行うものでございます。

議案書32ページ。

附則でございますが、附則第1項につきましては、この条例の施行期日を本年4月1日と定めるものでございます。ただし、宅地造成等規制法の一部改正に伴うものにつきましては、施行期日を同年5月26日と定めるものでございます。

附則第2項及び附則第3項につきましては、宅地造成等規制法の一部改正に伴う改正について必要な経過措置を定めるものでございます。

1 案件名

議案第11号 吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

下水道部長 柳瀬 浩一

3 説明内容

議案書35ページ。

本案は、本市の下水道行政を進めるに当たり、下水道に関する技術進歩等により実態と合致しなくなった公共下水道に流入させる排水設備の新設等に係る排水管の内径等の基準を変更するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料59ページ。

第7条第2項第1号の改正につきましては、汚水のみを排除する排水管に係る排水人口の区分及び内径を変更するもの、第7条第2項第2号の改正につきましては、雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管に係る排水面積の区分及び内径を変更するものでございます。

60ページにかけての第20条の改正につきましては、引用しております下水道法の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

議案書35ページ。

附則でございますが、この条例は本年7月1日から施行することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料61ページに吹田市下水道条例の一部改正についてをお示しいたしております。

1 案件名

議案第12号 本庁舎改修工事（建築工事）請負契約の締結について

2 担当説明員（役職・氏名）

理事（庁舎改修担当） 大矢根 正明

3 説明内容

議案書37ページ、38ページ。

本庁舎改修工事の建築工事につきましては、本庁舎におきまして、便所及び昇降路棟の増築など、市民への利便性向上のためのバリアフリー対応等の工事、また、安全かつ大きな支障がなく本庁舎を維持管理することを目的とした既設設備等の更新及び改修工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和7年6月30日までの予定で、請負金額は14億4,417万9,000円、請負者は松村組・エーユー特定建設工事共同企業体でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の63ページから81ページに、請負者の営業の沿革、工事経歴書、貸借対照表及び損益計算書、委任状、工事概要及び配置図、並びに平面図等をお示しいたしております。

1 案件名

議案第13号 本庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について

2 担当説明員（役職・氏名）

理事（庁舎改修担当） 大矢根 正明

3 説明内容

議案書39ページ、40ページ。

本庁舎改修工事の電気設備工事につきましては、便所及び昇降路棟の増築工事等に
伴う電灯設備、コンセント設備、幹線設備及び動力設備等の工事を実施しようとする
ものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和7年6月30日までの予定で、請負金額は3億4,361
万5,800円、請負者は摂津・平野特定建設工事共同企業体でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の82ページから89ページに、請負者の
営業の沿革、工事経歴書、貸借対照表及び損益計算書、工事概要及び配置図等をお示し
いたしております。

1 案件名

議案第14号 本庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について

2 担当説明員（役職・氏名）

理事（庁舎改修担当） 大矢根 正明

3 説明内容

議案書41ページ、42ページ。

本庁舎改修工事の機械設備工事につきましては、便所及び昇降路棟の増築工事等に
伴う空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備及び排水設備等の工事を実施
しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和7年6月30日までの予定で、請負金額は7億2,160
万円、請負者は柳生・関根特定建設工事共同企業体でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の90ページから98ページに、請負者の
営業の沿革、工事経歴書、貸借対照表及び損益計算書、工事概要及び配置図等をお示し
いたしております。

1 案件名

議案第15号 佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の締結について

2 担当説明員（役職・氏名）

理事（地域整備担当） 真壁 賢治

3 説明内容

議案書43ページ。

佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事につきましては、都市計画道路豊中岸部線及び佐井寺片山高浜線の未整備区間の整備と併せて、周辺のまちづくりを一体的に行うに当たり、準備工事や整地工事を主体とした一次造成を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和9年（2027年）4月30日までの予定で、請負金額は27億2,975万8,900円、請負者は松尾・倉岡特定建設工事共同企業体でございます。

なお、議案参考資料の99ページから109ページに本件に係る資料として、請負者の営業の沿革、工事経歴書、貸借対照表、損益計算書、工事位置図、造成計画平面図などをお示しいたしております。

1 案件名

議案第16号 (仮称) 南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について

2 担当説明員 (役職・氏名)

市民部長 高田 徳也

3 説明内容

議案書45ページ、46ページ。

本案は、平成21年(2009年)9月定例会で御可決をいただきました原契約におきまして、維持管理・運営に係る対価については、使用する物価変動の指数に1.5ポイント以上の増減が生じた場合に、改定を行うことが規定されているところです。

令和5年度(2023年度)につきましては、維持管理・運営に係る対価のうち、修繕業務費について、前回改定時の指標値の平均指数と改定対象年度(令和5年度)の2年度前(令和3年度)の指標値の平均指数をそれぞれ比較いたしますと、1.5ポイント以上の増加が生じたことから、規定に基づき契約金額の改定を行うものでございます。

維持管理・運営に係る対価が、変更前の31億3,269万677円から、変更後は31億5,301万5,321円となりますことから、契約金額につきましても変更前の83億8,120万7,743円から、変更後は84億153万2,387円に増額するものでございます。

なお、議案参考資料111ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第17号 吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約の一部変更
について

2 担当説明員（役職・氏名）

消防長 笹野 光則

3 説明内容

議案書47ページ。

本案は、令和4年（2022年）9月定例会で御可決をいただきました契約内容のうち、請負金額を変更するものです。変更理由でございますが、本工事の実施に当たり、警察からの指導により、交通誘導員の増員が必要となったため、請負金額を2億3,640万1,000円から2億4,884万7,500円に変更するものでございます。

なお、議案参考資料113ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第18号 吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事（建築工事）請負契約の一部変更について

2 担当説明員（役職・氏名）

学校教育部長 山下 栄治

3 説明内容

議案書49ページ。

本案は、令和4年（2022年）5月定例会で御可決をいただきました契約内容のうち、工期及び請負金額を変更するものです。変更理由でございますが、本工事におきまして、市場動向が原因により、くいの工場製作過程に遅れが生じたことに加え、基礎工事に伴う掘削中に地中障害物が見付かり、その除去作業が必要になったことから掘削作業に遅れが生じたことによるものです。

変更内容といたしましては、工期につきましては令和4年7月1日から令和5年9月29日までだった期間を延長し、完了日を令和5年11月30日までといたします。

請負金額につきましては、地中障害物の除去作業費及び工期延長に伴う警備員の延長の費用などを追加し、2億452万3,000円から2億998万6,700円に変更するものでございます。

なお、議案参考資料115ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第19号 包括外部監査契約の締結について

2 担当説明員（役職・氏名）

行政経営部長 今峰 みちの

3 説明内容

議案書51ページ。

本案は、令和5年度における包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、御議決をお願いするものでございます。

契約の目的につきましては、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査に関する報告を受けること、期間につきましては、本年4月1日から翌年3月末までを予定いたしております。

契約金額は1,210万円を上限とし、監査に関する報告書を受領した後に一括で支払を行うものでございます。

契約の相手方は、弁護士である久保井聡明氏でございます。

なお、同法の規定に基づき、契約締結に関し、あらかじめ監査委員の御意見をお伺いし、異議はない旨の回答を頂いております。

本案に係る参考資料といたしまして、議案参考資料の117ページから122ページに相手方の履歴書、候補者選定の概要、監査委員への意見照会文及びその回答文をお示しいたしております。

1 案件名

議案第20号 市道路線の認定及び廃止について

2 担当説明員（役職・氏名）

土木部長 船木 充善

3 説明内容

議案書53ページ。

本案は、道路法第8条第2項及び第10条第3項により、市道路線の認定及び廃止を行うものでございます。

今回認定いたしますのは、議案書54ページの整理番号1番、千里丘西5号線から議案書55ページの整理番号23番、山田北千里万博公園古江線までの23路線で、延長2,508.9mでございます。

また、今回廃止いたしますのは、議案書56ページの整理番号1番、山田東75号線、整理番号2番、山田南21号線の2路線で、延長301.1mでございます。

路線認定の内容でございますが、整理番号1番、千里丘西5号線から整理番号16番、南吹田100号線までの16路線は、開発行為の移管に伴います路線認定でございます。

整理番号17番、山田東120号線から整理番号20番、原町121号線までの4路線は、私道の寄附に伴います路線認定でございます。

整理番号21番、山田南23号線は、路線再編成に伴います路線認定でございます。

整理番号22番、千里万博公園山田北線、整理番号23番、山田北千里万博公園古江線の2路線は、府道の引継ぎに伴います路線認定でございます。

路線廃止の内容でございますが、整理番号1番、山田東75号線は、売払いに伴います路線廃止でございます。

整理番号2番、山田南21号線は、路線再編成に伴います路線廃止でございます。

なお、議案参考資料の123ページから148ページにわたります道路法の抜粋、調書及び位置図を添付いたしております。

1 案件名

議案第21号 令和5年度吹田市一般会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

行政経営部長 今峰 みちの

3 説明内容

令和5年度吹田市一般会計予算及び予算説明書1ページ。

令和5年度吹田市会計別歳入歳出予算一覧表にお示しのとおり、一般会計の本年度予算額は1,563億2,670万8,000円で、前年度当初予算額と比較して52億1,392万円の増でございます。

5ページ。

第1条 歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額を1,563億2,670万8,000円とし、第2条 債務負担行為、第3条 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用といたしまして、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

6ページから8ページ。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入におきまして、第1款 市税、第1項 市民税は345億7,180万7,000円、第2項 固定資産税は269億3,176万1,000円、第3項 軽自動車税は3億1,166万3,000円、第4項 市たばこ税は17億6,382万1,000円、第5項 入湯税は1,645万6,000円、第6項 事業所税は10億4,752万6,000円、第7項 都市計画税は60億2,576万6,000円でございます。

第2款 地方譲与税、第1項 地方揮発油譲与税は1億3,800万円、第2項 自動車重量譲与税は4億500万円、第3項 森林環境譲与税は4,000万円でございます。

第3款、第1項 利子割交付金は5,700万円でございます。

第4款、第1項 配当割交付金は9億5,500万円でございます。

第5款、第1項 株式等譲渡所得割交付金は3億7,800万円でございます。

第6款、第1項 法人事業税交付金は10億1,100万円でございます。

第7款、第1項 地方消費税交付金は98億5,000万円でございます。

第8款、第1項 環境性能割交付金は9,100万円でございます。

第9款、第1項 地方特例交付金は3億8,700万円でございます。

第10款、第1項 地方交付税は15億100万円でございます。

第11款、第1項 交通安全対策特別交付金は4,300万円でございます。

第12款 分担金及び負担金、第1項 分担金は1,000円、第2項 負担金は7億6,909万6,000円でございます。

第13款 使用料及び手数料、第1項 使用料は21億2,216万円、第2項 手数料は5億3,275万6,000円でございます。

第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金は255億6,439万9,000円、第2項 国庫補助金は32億1,773万4,000円、第3項 委託金は9,279万5,000円でございます。

第15款 府支出金、第1項 府負担金は85億7,983万円、第2項 府補助金は25億6,740万6,000円、第3項 委託金は7億2,763万8,000円でございます。

第16款 財産収入、第1項 財産運用収入は9,096万8,000円、第2項 財産売払収入は3,126万3,000円でございます。

第17款、第1項 寄附金は15億5,930万円でございます。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金は127億4,696万6,000円、第2項 特別会計繰入金は6,499万円でございます。

第19款 諸収入、第1項 延滞金加算金及び過料は7,961万5,000円、第2項 貸付金元利収入は3億78万9,000円、第3項 受託事業収入は1,597万5,000円、第4項 収益事業収入は4億6,690万1,000円、第5項 雑入は25億962万6,000円でございます。

第20款、第1項 市債は87億6,170万円でございます。

9ページから11ページ。

次に、歳出におきまして、第1款、第1項 議会費は7億5,994万円でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費は117億7,676万2,000円、第2項 徴税費は17億6,459万円、第3項 戸籍住民登録費は10億7,599万円、第4項 選挙費は4億8,575万6,000円、第5項 統計調査費は3,458万4,000円、第6項 監査委員費は1億120万2,000円でございます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費は272億1,951万3,000円、第2項 児童福祉費は328億1,234万8,000円、第3項 生活保護費は111億5,222万1,000円、第4項 災害救助費は133万円、第5項 国民年金費は6,900万4,000円、第6項 国民健康保険費は29億3,523万8,000円でございます。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費は91億1,009万6,000円、第2項 清掃費は68億5,750万7,000円でございます。

第5款 労働費、第1項 労働諸費は2億744万2,000円でございます。

第6款、第1項 農業費は7,742万4,000円でございます。

第7款、第1項 商工費は14億2,337万円でございます。

第8款 土木費、第1項 土木管理費は28億9,094万6,000円、第2項 道路橋梁費は22億8,360万6,000円、第3項 水路費は2億2,709万3,000円、第4項 土木整備費は1億6,151万3,000円、第5項 都市計画費は96億773万1,000円、第6項 住宅費は8億505万6,000円でございます。

第9款、第1項 消防費は89億9,209万円でございます。

第10款 教育費、第1項 教育総務費は53億5,929万円、第2項 小学校費は26億9,054万6,000円、第3項 中学校費は12億5,298万7,000円、第4項 幼稚園費は12億1,266万6,000円、第5項 社会教育費は32億1,211万1,000円、第6項 保健体育費は29

億3,840万円でございます。

第11款、第1項 公債費は66億9,702万7,000円でございます。

第12款 諸支出金、第1項 公共施設等整備積立基金費は3,131万9,000円、第2項 土地開発基金費は1万円でございます。

第13款、第1項 予備費は1億円でございます。

12ページから19ページ。

第2表 債務負担行為でございますが、包括外部監査業務から南山田小学校給食調理業務までにつきまして、それぞれお示しのとおり期間と限度額を定めるものでございます。

20ページから23ページ。

第3表 地方債でございますが、市民センター改修事業から臨時財政対策までにつきまして、それぞれお示しのとおり限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

なお、議案参考資料149ページから382ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第22号 令和5年度吹田市国民健康保険特別会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

健康医療部長 梅森 徳晃

3 説明内容

令和5年度吹田市特別会計予算及び予算説明書5ページ。

第1条 歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額を351億216万7,000円とし、第2条 債務負担行為、第3条 一時借入金、第4条 歳出予算の流用といたしまして、それぞれ記載のとおり定めるものがございます。

6ページ。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入におきまして、第1款、第1項 国民健康保険料は67億1,514万9,000円でございます。

第2款、第1項 一部負担金は1,000円でございます。

第3款 使用料及び手数料、第1項 手数料は140万円でございます。

第4款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は1,000円でございます。

第5款 府支出金、第1項 府補助金は247億2,315万9,000円でございます。

第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金は29億3,523万8,000円でございます。

第7款 諸収入、第1項 雑入は2,721万8,000円、第2項 貸付金元利収入は1,000円でございます。

第8款、第1項 繰越金は7億円でございます。

7ページ。

次に、歳出におきまして、第1款 総務費、第1項 総務管理費は3億9,069万3,000円、第2項 徴収費は2億445万1,000円、第3項 運営協議会費は60万3,000円でございます。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費は206億8,607万6,000円、第2項 高額療養費は28億3,484万5,000円、第3項 移送費は20万円、第4項 出産育児諸費は1億2,505万3,000円、第5項 葬祭諸費は2,100万円、第6項 精神・結核医療給付費は5,197万3,000円、第7項 傷病手当金諸費は459万円でございます。

第3款 国民健康保険事業費納付金、第1項 医療給付費分は73億2,619万4,000円、第2項 後期高齢者支援金等分は22億2,731万1,000円、第3項 介護納付金分は8億34万8,000円でございます。

第4款、第1項 共同事業拠出金は5,000円でございます。

第5款 保健事業費、第1項 特定健康診査等事業費は3億4,477万5,000円、第2項 保健事業費は3,249万円でございます。

第6款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金は5,156万円でございます。

8ページから9ページ。

第2表 債務負担行為でございますが、特定保健指導業務につきまして、お示しのとおり期間と限度額を定めるものでございます。

なお、議案参考資料383ページから391ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第23号 令和5年度吹田市部落有財産特別会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

令和5年度吹田市特別会計予算及び予算説明書71ページ。

第1条 歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額を5億1,093万9,000円とし、記載のとおり定めるものとさせていただきます。

72ページ。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入におきまして、第1款、第1項 繰越金は5億1,030万7,000円とさせていただきます。

第2款 諸収入、第1項 雑入は63万2,000円とさせていただきます。

次に、歳出におきまして、第1款 財産費、第1項 財産管理費は5億1,093万9,000円とさせていただきます。

1 案件名

議案第24号 令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

都市魅力部長 井田 一雄

3 説明内容

令和5年度吹田市特別会計予算及び予算説明書89ページ。

第1条 歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額を3,777万6,000円とし、記載のとおり定めるものとございます。

90ページ。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入におきまして、第1款、第1項 共済掛金収入は2,493万1,000円でございます。

第2款 繰入金、第1項 一般会計繰入金は901万6,000円、第2項 基金繰入金は146万6,000円でございます。

第3款 諸収入、第1項 預金利子は1,000円、第2項 雑入は236万2,000円でございます。

次に、歳出におきまして、第1款、第1項 福祉共済費は3,777万6,000円でございます。

1 案件名

議案第25号 令和5年度吹田市介護保険特別会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

福祉部長 大山 達也

3 説明内容

令和5年度吹田市特別会計予算及び予算説明書117ページ。

第1条 歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額を325億1,199万6,000円とし、第2条 債務負担行為、第3条 歳出予算の流用といたしまして、それぞれ記載のとおり定めるものとございます。

118ページ。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入におきまして、第1款、第1項 介護保険料は61億3,457万円でございます。

第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料は52万円でございます。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金は55億1,155万2,000円、第2項 国庫補助金は22億7,705万7,000円でございます。

第4款、第1項 支払基金交付金は83億9,330万7,000円でございます。

第5款 府支出金、第1項 府負担金は42億257万7,000円、第2項 府補助金は2億7,322万4,000円でございます。

第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金は51億9,536万5,000円、第2項 基金繰入金は5億2,338万6,000円でございます。

第7款 諸収入、第1項 雑入は41万3,000円でございます。

第8款 財産収入、第1項 財産運用収入は2万5,000円でございます。

119ページ。

次に、歳出におきまして、第1款 総務費、第1項 総務管理費は3億7,889万7,000円、第2項 徴収費は8,294万円、第3項 介護認定審査会費は3億55万6,000円でございます。

第2款 介護保険給付費、第1項 介護サービス等諸費は276億9,122万8,000円、第2項 介護予防サービス等諸費は7億9,810万3,000円、第3項 その他諸費は2,721万7,000円、第4項 高額介護サービス費は8億990万8,000円、第5項 高額医療合算介護サービス等費は1億2,802万円、第6項 特定入所者介護サービス等費は4億3,515万5,000円でございます。

第3款、第1項 基金積立金は2万5,000円でございます。

第4款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金は2,092万3,000円でございます。

第5款 地域支援事業費、第1項 包括的支援事業・任意事業費は6億4,230万3,000

円、第2項 介護予防・日常生活支援総合事業費は11億9,325万5,000円、第3項 その他諸費は346万6,000円でございます。

120ページから121ページ。

第2表 債務負担行為でございますが、南吹田地域包括支援センター運営事業から、いきいき百歳体操フォロー講座業務までにつきまして、それぞれお示しのとおり期間と限度額を定めるものでございます。

なお、議案参考資料393ページから398ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第26号 令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

健康医療部長 梅森 徳晃

3 説明内容

令和5年度吹田市特別会計予算及び予算説明書185ページ。

第1条 歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額を62億5,529万円とし、

第2条 歳出予算の流用といたしまして、記載のとおり定めるものでございます。

187ページ。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入におきまして、第1款、第1項 後期高齢者医療保険料は50億8,410万2,000円でございます。

第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料は26万6,000円でございます。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金は11億6,091万7,000円でございます。

第4款 諸収入、第1項 雑入は5,000円、第2項 償還金及び還付加算金は1,000万円でございます。

次に、歳出におきまして、第1款 総務費、第1項 総務管理費は1億37万8,000円、第2項 徴収費は9,124万9,000円でございます。

第2款、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金は60億5,316万3,000円でございます。

第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金は1,050万円でございます。

1 案件名

議案第27号 令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

理事（地域整備担当） 真壁 賢治

3 説明内容

令和5年度吹田市特別会計予算及び予算説明書227ページ。

第1条 歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額を14億4,662万7,000円とし、第2条 債務負担行為といたしまして、記載のとおり定めるものとさせていただきます。
229ページ。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入におきまして、第1款、第1項 土地開発基金借入金は4億5,373万5,000円でございます。

第2款 繰入金、第1項 一般会計繰入金は9億1,928万円でございます。

第3款 財産収入、第1項 財産売払収入は7,361万2,000円でございます。

次に、歳出におきまして、第1款、第1項 用地取得費は13億7,301万5,000円でございます。

第2款 諸支出金、第1項 繰出金は6,499万円でございます。

第3款、第1項 公債費は862万2,000円でございます。

230ページから231ページ。

第2表 債務負担行為でございますが、千里丘朝日が丘線用地取得事業用地購入費用（その2）及び千里丘朝日が丘線用地取得事業支障物件移転補償費用（その2）につきまして、それぞれお示しのとおり期間と限度額を定めるものとさせていただきます。

なお、議案参考資料399ページから403ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第28号 令和5年度吹田市病院事業債管理特別会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

健康医療審議監 岡 大蔵

3 説明内容

令和5年度吹田市特別会計予算及び予算説明書253ページ。

第1条 歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額を12億1,845万5,000円とし、記載のとおり定めるものとございます。

254ページ。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入におきまして、第1款 諸収入、第1項 貸付金元利収入は12億1,845万5,000円でございます。

次に、歳出におきまして、第1款、第1項 公債費は12億1,845万5,000円でございます。

1 案件名

議案第29号 令和5年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

児童部長 北澤 直子

3 説明内容

令和5年度吹田市特別会計予算及び予算説明書273ページ。

第1条 歳入歳出予算といたしまして、歳入歳出予算の総額を6,519万4,000円とし、記載のとおり定めるものとございます。

274ページ。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入におきまして、第1款 繰入金、第1項 一般会計繰入金は193万2,000円でございます。

第2款 諸収入、第1項 貸付金元利収入は4,320万4,000円、第2項 雑入は30万4,000円でございます。

第3款、第1項 繰越金は1,975万4,000円でございます。

次に、歳出におきまして、第1款、第1項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費は6,519万4,000円でございます。

なお、議案参考資料405ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第30号 令和5年度吹田市水道事業会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

水道部長 山村 泰久

3 説明内容

水道事業におきましては、将来世代に健全な水道事業を引き継いでいくため、基本計画すいすいビジョン2029に基づき安全、強靱、持続、地域を柱とした各事業を推進してまいります。

水道事業会計予算書3ページ。

第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量をお示しのとおり予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入の部は、第1款 水道事業収益におきまして、前年度比2.0%増の85億9,260万1,000円を見込んでおきまして、第1項の営業収益は、給水収益などで78億7,582万円を、第2項の営業外収益は、加入金などで7億1,678万1,000円を予定するものでございます。4ページ。

支出の部は、第1款 水道事業費用におきまして、前年度比4.9%増の73億9,488万円を予定しておきまして、第1項 営業費用は、取水、送配水、給水等に係るもので、総額71億5,104万6,000円を、第2項 営業外費用では、企業債利息など1億9,383万4,000円を予定しております。また、第3項では、予備費として5,000万円を計上しております。

この結果、単年度の収益的収支は、税込みで11億9,772万1,000円の利益を見込んでおり、その全額を水道施設の再構築等の財源とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出についてでございます。

収入の部は、第1款 資本的収入におきまして25億5,440万円を予定しておきまして、第1項 企業債は、配水管布設工事等の建設改良事業に充てるもので24億9,100万円を、第2項 補助金は、太陽光発電設備設置に係る国庫補助金で1,930万円を、また第3項 工事負担金は、消火栓の設置に係る一般会計からの負担金収入で4,410万円をそれぞれ予定しております。

支出の部は、第1款 資本的支出におきまして61億4,516万1,000円を予定しておきまして、第1項 建設改良費は、施設の強靱化を図る建設改良事業に要する費用で55億3,235万3,000円を、第2項 企業債償還金は、企業債の元金の償還として、6億1,280万7,000円を予定しております。また、第3項 開発負担金返還金は、開発変更に伴う返還に備えての科目設定でございます。

5 ページ。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額をお示しのとおり定めるものでございます。

6 ページ。

第6条は、24億9,100万円を限度額として起債を予定するものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、予定支出の各項に不足が生じた場合の取扱いを定めるものでございます。

7 ページ。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費と交際費を該当項目とするものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を7,766万4,000円と定めるものでございます。

第11条は、重要な資産の取得として、ガスクロマトグラフ質量分析計の購入を予定するものでございます。

以上が、予算案の概要でございます。

なお、9ページ以降に予算に関する説明書及び予算参考資料を、また議案参考資料407ページに長期継続契約予定一覧表を、409ページから452ページに建設改良工事の明細を、453ページには電気自動車の導入及び充電器等の設置についてをお示ししております。

1 案件名

議案第31号 令和5年度吹田市下水道事業会計予算

2 担当説明員（役職・氏名）

下水道部長 柳瀬 浩一

3 説明内容

下水道事業におきましては、将来にわたって下水道サービスを安定的に提供していくため、老朽化対策や浸水・地震対策などの課題解決に向け取り組んでまいります。

吹田市下水道事業会計予算書3ページ。

第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条の業務の予定量として、有収水量は、前年度に比べ0.03%増の4,267万1,075³を見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の収入の部、第1款 下水道事業収益は、前年度比1.8%増の96億8,794万4,000円を見込んでおります。

第1項 営業収益は、下水道使用料、他会計負担金などでございます。

4ページ。

支出として、第1款 下水道事業費用は、前年度比10.0%増の93億6,906万6,000円を予定しております。

第1項 営業費用は、管渠や処理場等の維持管理に係る費用でございます。

この結果、単年度収支では3億1,887万8,000円の利益を見込むものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の収入の部、第1款 資本的収入は44億5,191万3,000円を見込んでおります。

主な内容は、企業債、国庫補助金などでございます。

支出として、第1款 資本的支出74億9,481万1,000円を予定しております。

第1項 建設改良費は、老朽化対策や浸水・地震対策などに要する費用でございます。

5ページ、6ページ。

第5条は、債務負担行為について、事項、期間及び限度額をそれぞれ設定するものでございます。

7ページ。

第6条は、企業債について各種発行条件を設定するものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を20億円に定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合として、消費税に不足が生じた場合の取扱いを定めるものでございます。

8ページ。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費とする

ものでございます。

以上が、予算案の概要でございますが、9ページ以降に、予算に関する説明書を、また議案参考資料455ページから479ページに本案に係る資料をお示ししております。

1 案件名

議案第32号 令和4年度吹田市一般会計補正予算（第14号）

2 担当説明員（役職・氏名）

行政経営部長 今峰 みちの

3 説明内容

議案書57ページ。

第1条 歳入歳出予算の補正といたしまして、3億8,996万9,000円を追加し、補正後の総額を1,617億6,623万9,000円とし、第2条 繰越明許費の補正といたしまして、記載のとおり定めるものとございます。

59ページ。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出におきまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費で3億8,996万9,000円の追加は、65歳以上の高齢者に対し生活支援のためのギフトカードを配付するものとございます。

次に、歳入におきまして、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で3億8,996万9,000円の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

60ページ、61ページ。

第2表 繰越明許費補正でございますが、追加といたしまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費の高齢者施策推進事業は、業務委託によるギフトカード郵送に時間を要することから、年度内の事業完了が困難であるため、お示しの額を繰り越すものとございます。

なお、議案参考資料481ページから482ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第33号 令和4年度吹田市一般会計補正予算（第15号）

2 担当説明員（役職・氏名）

行政経営部長 今峰 みちの

3 説明内容

議案書67ページ。

第1条 歳入歳出予算の補正といたしまして、19億9,737万1,000円を追加し、補正後の総額を1,637億6,361万円とし、第2条 繰越明許費の補正、第3条 債務負担行為の補正、第4条 地方債の補正といたしまして、それぞれ記載のとおり定めるものがございます。

72ページ、73ページ。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出におきまして、第1款、第1項 議会費で2,069万4,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費で10億164万3,000円を追加しており、物価高騰に伴うPanasonic Stadium Suitaのビジョン改修に係る負担金及び財政調整基金や新型コロナウイルス等感染症対策基金など各種基金への積立金を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。第2項 徴税費で1億3,838万5,000円、第3項 戸籍住民登録費で3億4,930万6,000円、第4項 選挙費で3,179万6,000円、第5項 統計調査費で418万7,000円、第6項 監査委員費で503万5,000円の減額は、それぞれ決算見込みによる調整でございます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費で2億4,696万9,000円を減額しており、消滅時効の援用による債権の消滅に伴い発生する定額運用基金の不足額の補填及び心身障害者福祉施設整備基金、地域福祉基金への積立金及び過年度国庫支出金等返還金を計上するほか、決算見込みによる調整、第2項 児童福祉費で9億2,175万1,000円を減額しており、こども笑顔輝き基金への積立金及び過年度国庫支出金等返還金を計上するほか、決算見込みによる調整、第3項 生活保護費で5,082万1,000円を追加しており、過年度国庫支出金等返還金を計上するほか、決算見込みによる調整、第4項 災害救助費で189万円の追加は、消滅時効の援用による債権の消滅に伴い発生する定額運用基金の不足額の補填、第5項 国民年金費で927万8,000円の減額は、決算見込みによる調整、第6項 国民健康保険費で4,992万8,000円の追加は、決算見込みによる調整でございます。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で8億2,329万9,000円を減額しており、環境まちづくり基金への積立金及び過年度国庫支出金返還金を計上するほか、決算見込みによる調整、第2項 清掃費で5億4,506万5,000円を追加しており、廃棄物処理施設整備基金への積立金を計上するほか、決算見込みによる調整、第3項 上水道費で829万6,000

円の追加は、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の繰出してございます。

第5款 労働費、第1項 労働諸費で648万4,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

第6款、第1項 農業費で354万7,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

第7款、第1項 商工費で2,250万9,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

第8款 土木費、第1項 土木管理費で7,527万4,000円、第2項 道路橋梁費で4億4,087万8,000円、第3項 水路費で3,848万6,000円、第4項 土木整備費で1,563万9,000円の減額は、それぞれ決算見込みによる調整、第5項 都市計画費で8億650万1,000円を減額しており、都市計画施設整備基金、緑化推進基金への積立金を計上するほか、決算見込みによる調整、第6項 住宅費で3億4,277万1,000円を追加しており、市営住宅整備基金への積立金を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

第9款、第1項 消防費で1億3,490万6,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

第10款 教育費、第1項 教育総務費で2億5,246万8,000円の減額は、決算見込みによる調整、第2項 小学校費で30億3,509万2,000円を追加しており、校舎・屋内運動場大規模改造工事費、普通教室空調設置工事費、昇降機設置工事費及び支援教室空調設置工事費を計上するほか、決算見込みによる調整、第3項 中学校費で16億7,827万3,000円を追加しており、校舎・屋内運動場大規模改造工事費、普通教室空調設置工事費及び支援教室空調設置工事費を計上するほか、決算見込みによる調整、第4項 幼稚園費で7,652万3,000円の減額は、決算見込みによる調整、第5項 社会教育費で1億5,882万7,000円を減額しており、旧西尾家住宅大規模修繕基金への積立金を計上するほか、決算見込みによる調整、第6項 保健体育費で6,223万5,000円を減額しており、給食調理室空調改修工事費を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

第11款、第1項 公債費で5,509万8,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

第12款 諸支出金、第1項 公共施設等整備積立基金費で1,633万3,000円の減額は、公共施設等整備基金への積立金でございます。

69ページから71ページ。

次に、歳入におきまして、第1款 市税、第1項 市民税で13億8,676万1,000円、第2項 固定資産税で2億1,616万5,000円、第4項 市たばこ税で1億6,383万円、第7項 都市計画税で3,176万5,000円をそれぞれ追加いたしております。

第2款 地方譲与税、第1項 地方揮発油譲与税で1,200万円を追加、第2項 自動車重量譲与税で3,100万円を減額いたしております。

第3款、第1項 利子割交付金で400万円を追加いたしております。

第4款、第1項 配当割交付金で1億3,100万円を追加いたしております。

第6款、第1項 法人事業税交付金で6,600万円を減額いたしております。

第7款、第1項 地方消費税交付金で3億6,800万円を追加いたしております。

第8款、第1項 環境性能割交付金で4,300万円を減額いたしております。

第9款、第1項 地方特例交付金で7,900万円を追加いたしております。

第10款、第1項 地方交付税で3億7,271万2,000円を追加いたしております。

第12款 分担金及び負担金、第2項 負担金で430万円を減額いたしております。

第13款 使用料及び手数料、第1項 使用料で1億1,135万8,000円、第2項 手数料で49万7,000円をそれぞれ減額いたしております。

第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で5億4,701万6,000円を減額、第2項 国庫補助金で21億6,000万1,000円を追加、第3項 委託金で2,229万2,000円を減額いたしております。

第15款 府支出金、第1項 府負担金で3,962万7,000円、第2項 府補助金で2億1,082万8,000円、第3項 委託金で22万7,000円をそれぞれ減額いたしております。

第16款 財産収入、第1項 財産運用収入で304万8,000円を減額、第2項 財産売払収入で3億8,254万8,000円を追加いたしております。

第17款、第1項 寄附金で5億3,521万1,000円を減額しております。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で68億2,394万5,000円を減額、第2項 特別会計繰入金で304万2,000円を追加いたしております。

第19款 諸収入、第3項 貸付金元利収入で20万4,000円を追加、第4項 受託事業収入で1,557万5,000円を減額、第5項 収益事業収入で1億4,300万7,000円、第6項 雑入で1億7,246万1,000円をそれぞれ追加いたしております。

第20款、第1項 市債で22億3,150万円を追加いたしております。

第21款、第1項 繰越金で25億9,329万9,000円を追加いたしております。

74ページから75ページ。

第2表 繰越明許費補正でございますが、追加といたしまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費の高齢者福祉施設補助事業、並びに第4款 衛生費、第1項 保健衛生費の妊娠・出産包括支援事業は、それぞれ令和4年度の国の補正予算による国庫支出金を活用して実施するも、年度内の事業完了が困難であるため、第8款 土木費、第2項 道路橋梁費の道路新設改良事業は、関係者との協議・調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、第5項 都市計画費の街路樹等管理事業は、再整備方針の検討に係る資料作成に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業、佐井寺西土地地区画整理事業及び上の川周辺整備事業は、それぞれ関係者との協議・調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、第10款 教育費、第2項 小学校費の小学校改修事業及び第3項 中学校費の中学校改修事業は、それぞれ令和4年度の国の当初予算及び補正予算による国庫支出金を

活用して実施するも、年度内の事業完了が困難であるため、第5項 社会教育費の旧西尾家住宅(吹田文化創造交流館)保存活用事業は、関係者との協議・調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、第6項 保健体育費の小学校給食事業は、令和4年度の国の補正予算による国庫支出金を活用して実施するも、年度内の事業完了が困難であるため、それぞれお示しの額を繰り越すものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正でございますが、追加といたしまして、西山田留守家庭児童育成室運営業務及び北千里駅前地区再開発に係る環境影響評価業務につきまして、それぞれお示しの期間と限度額を追加するものでございます。

76ページから85ページ。

第4表 地方債補正でございますが、変更といたしまして、文化センター改修事業、市民センター改修事業、市民体育館改修事業、市民プール改修事業、留守家庭児童育成室整備事業、児童会館建設事業、幼保連携型認定こども園整備事業、高齢者いきいの家改修事業、破碎選別工場整備事業、道路整備事業、橋梁新設改良事業、公営住宅建設事業、上の川周辺整備事業、公園整備事業、佐井寺西土地地区画整理事業、土木庁舎建設事業、消防防災施設設備整備事業、消防庁舎建設事業及び図書館建設事業は、それぞれ決算見込みによる調整に伴うもの、義務教育施設整備事業は、国の交付金を活用し、翌年度に繰り越して実施する事業に伴うもの、地区公民館整備事業、教育センター建設事業及び文化財保存事業は、それぞれ決算見込みによる調整に伴うものでございます。次に、廃止といたしまして、総合運動場改修事業、スポーツグラウンド改修事業、介護老人保健施設改修事業、高齢者いきいの間整備事業及び急傾斜地安全対策事業は、それぞれ決算見込みによる調整に伴うものでございます。

なお、議案参考資料483ページから517ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第34号 令和4年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

2 担当説明員（役職・氏名）

健康医療部長 梅森 徳晃

3 説明内容

議案書211ページ。

第1条 歳入歳出予算の補正といたしまして、4,681万9,000円を減額し、補正後の総額を、349億1,339万3,000円とし、記載のとおり定めるものとございます。

213ページ。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出におきまして、第1款 総務費、第1項 総務管理費で818万1,000円の追加は、決算見込みによる調整でございます。

第5款 保健事業費、第1項 特定健康診査等事業費で5,500万円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、歳入におきまして、第1款、第1項 国民健康保険料で4,736万4,000円を減額いたしております。

第4款 国庫支出金、第1項 国庫補助金で2,644万9,000円を減額いたしております。

第5款 府支出金、第1項 府補助金で2,293万4,000円を減額いたしております。

第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で4,992万8,000円を追加いたしております。

1 案件名

議案第35号 令和4年度吹田市部落有財産特別会計補正予算（第1号）

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書231ページ。

第1条 歳入歳出予算の補正といたしまして、3,041万6,000円を追加し、補正後の総額を5億2,634万6,000円とするものでございます。

234ページから235ページ。

歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、歳入におきまして、第3款 財産収入、第1項 財産売払収入、第1目 不動産売払収入で3,041万6,000円の追加は、大字佐井寺部落有財産であった土地、千里山高塚769番の99㎡の売却及び大字下新田部落有財産であった土地、桃山台5丁目651番2の352㎡の売却により生じたものでございます。

236ページから237ページ。

歳出におきまして、第1款 財産費、第1項 財産管理費、第5目 大字佐井寺部落有財産管理費で487万4,000円の追加及び第7目 大字下新田部落有財産管理費で2,250万円の追加は、さきに御説明いたしました土地を売却した収入の9割を同部落の管理費とするものでございます。

第2款 諸支出金、第1項 繰出金、第1目 他会計繰出金で304万2,000円の追加は、当該土地を売却した収入の1割を一般会計へ繰出しするものでございます。

1 案件名

議案第36号 令和4年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第3号）

2 担当説明員（役職・氏名）

都市魅力部長 井田 一雄

3 説明内容

議案書239ページ。

第1条 歳入歳出予算の補正といたしまして、121万6,000円を追加し、記載のとおり定めるものとございます。

244ページ、245ページ。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出におきまして、第1款 福祉共済費、第1項 福祉共済費、第1目 福祉共済総務費で317万9,000円の減額は、決算見込みによる調整、第2目 福祉共済事業費で439万5,000円を追加しており、勤労者福祉共済基金への積立金を計上するほか、決算見込みによる調整でございます。

242ページ、243ページ。

歳入におきまして、第1款 共済掛金収入、第1項 共済掛金収入で18万6,000円を追加いたしております。

第2款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で288万8,000円、第2項 基金繰入金で184万4,000円をそれぞれ減額いたしております。

第3款 諸収入、第2項 雑入で39万8,000円を追加いたしております。

第4款 繰越金、第1項 繰越金で536万4,000円を追加いたしております

1 案件名

議案第37号 令和4年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第3号）

2 担当説明員（役職・氏名）

福祉部長 大山 達也

3 説明内容

議案書257ページ。

第1条 歳入歳出予算の補正といたしまして、3億96万3,000円を減額し、補正後の総額を304億4,737万9,000円とするものでございます。

259ページ。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出におきまして、第1款 総務費、第1項 総務管理費で2,575万円、第2項 徴収費で1,543万2,000円、第3項 介護認定審査会費で4,148万3,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

第2款 介護保険給付費、第1項 介護サービス等諸費で8億4,700万円、第2項 介護予防サービス等諸費で7,300万円、第4項 高額介護サービス費で5,300万円、第6項 特定入所者介護サービス等費で1,500万円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

第3款 第1項 基金積立金で8億2,579万円の追加は、介護保険給付費準備基金への積立金でございます。

第4款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で9,084万5,000円の追加は、過年度国庫支出金等返還金でございます。

第5款 地域支援事業費、第1項 包括的支援事業・任意事業費で791万1,000円、第2項 介護予防・日常生活支援総合事業費で1億3,902万2,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

258ページ。

次に、歳入におきまして、第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で3億1,374万7,000円、第2項 国庫補助金で6,134万5,000円をそれぞれ減額いたしております。

第4款、第1項 支払基金交付金で4億7,847万3,000円を減額いたしております。

第5款 府支出金、第1項 府負担金で2億3,685万2,000円、第2項 府補助金で3,645万2,000円をそれぞれ減額いたしております。

第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で2億2,829万6,000円を減額、第2項 基金繰入金で2億2,118万8,000円を追加いたしております。

第8款 財産収入、第1項 財産運用収入で3,000円を追加いたしております。

第9款、第1項 繰越金で8億3,301万1,000円を追加いたしております。

1 案件名

議案第38号 令和4年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

2 担当説明員（役職・氏名）

健康医療部長 梅森 徳晃

3 説明内容

議案書297ページ。

第1条 歳入歳出予算の補正といたしまして、3,369万6,000円を減額し、補正後の総額を64億5,410万円とし、記載のとおり定めるものとございます。

299ページ。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出におきまして、第1款 総務費、第1項 総務管理費で832万3,000円、第2項 徴収費で2,537万3,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、歳入におきまして、第1款、第1項 後期高齢者医療保険料で1億122万4,000円を追加いたしております。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で1億3,492万円を減額いたしております。

1 案件名

議案第39号 令和4年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第2号）

2 担当説明員（役職・氏名）

理事（地域整備担当） 真壁 賢治

3 説明内容

議案書317ページ。

第1条 歳入歳出予算の補正といたしまして、8,066万7,000円を減額し、補正後の総額を25億2,607万5,000円とし、第2条 繰越明許費といたしまして、記載のとおり定めるものでございます。

319ページ。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出におきまして、第1款、第1項 用地取得費で8,066万7,000円の減額は、地権者との用地取得交渉が長期化したため、今年度での用地取得ができなくなったことによるものでございます。

次に、歳入におきまして、第1款、第1項 土地開発基金借入金で8,066万7,000円を減額いたしております。

320ページから321ページ。

第2表 繰越明許費でございますが、第1款、第1項 用地取得費の千里丘朝日が丘線用地取得事業及び佐井寺西土地区画整理用地取得事業は、関係者との協議、調整に時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、それぞれお示しの額を繰り越すものでございます。

1 案件名

議案第40号 令和4年度吹田市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）

2 担当説明員（役職・氏名）

健康医療審議監 岡 大蔵

3 説明内容

議案書327ページ。

第1条 歳入歳出予算の補正といたしまして、447万3,000円を減額し、補正後の総額を15億1,318万1,000円とし、記載のとおり定めるものとございます。

329ページ。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳出におきまして、第1款、第1項 公債費で447万3,000円の減額は、決算見込みによる調整でございます。

次に、歳入におきまして、第1款 諸収入、第1項 貸付金元利収入で447万3,000円を減額いたしております。

1 案件名

議案第41号 令和4年度吹田市水道事業会計補正予算（第4号）

2 担当説明員（役職・氏名）

水道部長 山村 泰久

3 説明内容

議案書335ページ。

今回の補正は、年度末を控え、本年度の決算見込みを算定いたしましたことによるものでございます。

第1条は、本補正予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、収入の部、第1款 水道事業収益におきまして、第1項 営業収益を4,877万3,000円、第2項 営業外収益を4,170万4,000円それぞれ減額し、総額を83億3,326万4,000円に改めるものでございます。

次に支出の部、第1款 水道事業費用におきまして、第1項 営業費用を4,034万2,000円減額、第2項 営業外費用を330万9,000円増額し、総額を71億3万8,000円に改めるものでございます。

336ページ。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございまして、収入の部、第1款 資本的収入におきまして、第3項に補助金111万7,000円を追加し、総額を13億8,346万7,000円に改めるものでございます。

次に支出の部、第1款 資本的支出におきまして、第1項 建設改良費を3億9,500万円減額し、総額を51億2,207万5,000円に改めるものでございます。

337ページ。

第4条は、予算第9条に定めております議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を3,921万9,000円減額し、総額を12億4,823万1,000円とするものでございます。

第5条は、予算第10条に定めております利益剰余金の処分額をゼロ円に改めるものでございます。

第6条は、予算第12条の次に第13条を加える旨、定めるもので、第13条において一般会計から児童手当に係る補助を受ける金額を829万6,000円とする旨、定めるものでございます。

なお、338ページから354ページにかけまして、予算実施計画、給与費明細書、予定貸借対照表及び予定キャッシュ・フロー計算書で、今回の補正により変更のございますところをお示ししております。

1 案件名

議案第42号 令和4年度吹田市下水道事業会計補正予算（第4号）

2 担当説明員（役職・氏名）

下水道部長 柳瀬 浩一

3 説明内容

議案書355ページ。

本補正予算は、年度末を控え、本年度の決算見込みを算定いたしましたことに加え、国の補正予算が成立したことにより、予算額の修正を行うものでございます。

まず、第1条は本補正予算の総則を定めるものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入の部、第1款 下水道事業収益で1,269万円を増額し、総額を95億5,344万円に改めるものでございます。

次に支出の部、第1款 下水道事業費用で6,777万6,000円減額し、総額を85億4,056万4,000円に改めるものでございます。

その内容として、第1項 営業費用の減額は、管渠費から資産減耗費まで、決算見込みなどによるものでございます。第3項 特別損失につきましては、南吹田下水処理場の旧脱水機棟などの施設及び設備を減損処理するものでございます。

356ページ。

第3条 資本的収入及び支出の収入の部、第1款 資本的収入で2億8,099万円を減額し、総額を32億2,647万1,000円に改めるものでございます。

その内容として、第1項 企業債で4億1,570万円減額し、第3項 国庫補助金では、国の補正予算の成立を受け、1億5,100万1,000円を追加するものでございます。

次に支出の部、第1款 資本的支出で、2億835万5,000円減額し、総額を65億6,616万5,000円に改めるものでございます。

その内容として、第1項 建設改良費で2億830万円の減額は、管渠建設改良費及び流域下水道建設費負担金の減額などによるものでございます。

357ページ。

第4条は、債務負担行為の廃止をするものでございます。

第5条は、企業債の限度額を19億2,580万円に改めるものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を減額するものでございます。

また、358ページから375ページに、今回の補正により変更のございました、予算実施計画、給与費明細書、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

なお、議案参考資料519ページから523ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

ます。